

量表の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○量表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号）

（下線部分は改正部分）

新（平成25年4月1日農林水産省告示第807号）					旧					
（規格） 第3条 量表の規格は、次のとおりとする。					（規格） 第3条 量表の規格は、次のとおりとする。					
区分		基			基			準		
		特等	1等	2等	特等	1等	2等			
品質	品（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	
	耳毛の長さ	つき出し	<u>8.0</u> cm以上	（略）		<u>4.0</u> cm以上	（略）		（略）	
		うら毛	<u>11.0</u> cm以上	（略）		<u>7.0</u> cm以上	（略）		（略）	
	1㎡当たりの重量	麻糸	単芯	<u>0.92</u> kg以上	（略）		（略）		（略）	
			2本芯	<u>0.96</u> kg以上	（略）		（略）		（略）	
		綿糸	単芯	<u>0.88</u> kg以上	（略）		（略）		（略）	
			2本芯	<u>0.89</u> kg以上	（略）		（略）		（略）	
	麻糸及び綿糸の2本芯		<u>0.93</u> kg以上		（略）		（略）		（略）	
	（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	
	2 （略） （測定方法） 第4条 前条第1項の表に掲げる基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。					2 （略） （測定方法） 第4条 前条第1項の表に掲げる基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。				
事項		測定方法			事項		測定方法			
（略）		（略）			（略）		（略）			

品 位	1年ごとに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第5項に規定する登録認定機関（ <u>畳表についてのものに限る。</u> ）又は同項に規定する登録外国認定機関（ <u>畳表についてのものに限る。</u> ）の全てが協議して定める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとする。
-----	--

品 位	1年ごとに別に定める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとする。
-----	--------------------------------------

別表1（第2条、第3条関係）

種 類	1 種	2 種	3 種
(略)	(略)	(略)	(略)
長 さ	103cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（+） <u>30cm</u>	98cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（+） <u>30cm</u>	96cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（+） <u>30cm</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (+)を冠した数は、それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。

別表2（第3条関係）

たて糸の太さ	日本工業規格 L 1095 <u>(2010)</u> （以下「一般紡績糸試験方法」という。）の9.4.1 <u>正量テックス及び番手</u> により求めた番手をたて糸の太さとする。
たて糸の引張り強さ	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の <u>9.5.1 J I S法の a)</u> 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の <u>9.5.1 J I S法の a)</u> 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた伸びのつかみ間隔に対する比（麻糸にあっては切断時、綿糸にあっては24.5N時）をたて糸の伸び率とする。
合糸本数	一般紡績糸試験方法の9.15より数の <u>9.15.1 J I S法</u> により解ねんし、目視で確認することができる単糸の数を合糸本数とする。
綿以外の繊維の混紡率	日本工業規格 L 1030-2 <u>(2012)</u> （繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率）の5.9.2正量混用率 a) 2種類の繊維混用の場合により求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

別表1（第2条、第3条関係）

種 類	1 種	2 種	3 種
(略)	(略)	(略)	(略)
長 さ	103cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（+） <u>5cm</u>	98cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（+） <u>5cm</u>	96cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（+） <u>5cm</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (+)を冠した数は、それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。

別表2（第3条関係）

たて糸の太さ	日本工業規格 L 1095 <u>(1999)</u> （以下「一般紡績糸試験方法」という。）の9.4.1 <u>正量テックス・番手</u> により求めた番手をたて糸の太さとする。
たて糸の引張り強さ	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の <u>9.5.1</u> 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の <u>9.5.1</u> 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた伸びのつかみ間隔に対する比（麻糸にあっては切断時、綿糸にあっては24.5N時）をたて糸の伸び率とする。
合糸本数	一般紡績糸試験方法の9.15より <u>数</u> により解ねんし、目視で確認することができる単糸の数を合糸本数とする。
綿以外の繊維の混紡率	日本工業規格 L 1030-2 <u>(2006)</u> （繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率）の5.9.2正量混用率 a) 2種類の繊維混用の場合により求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

